

令和2年9月盛岡市議会定例会
提出発議案

令和2年9月25日提出

- 発議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 総務大臣, 財務大臣, 経済産業大臣, 経済再生担当大臣, まち・ひと・しごと創生担当大臣, 衆議院議長, 参議院議長)
- 発議案第5号 公共交通への支援の強化を求める意見書について
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 総務大臣, 財務大臣, 国土交通大臣, 衆議院議長, 参議院議長, 岩手県知事)

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第4号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し地方税財源の確保を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和2年9月25日

提出者	盛岡市議会議員	櫻	裕	子
賛成者	盛岡市議会議員	鈴木	一	夫
〃	〃	田山	俊	悦
〃	〃	村上	貢	一
〃	〃	浅沼	克	人
〃	〃	加藤	麻	衣
〃	〃	藤澤	由	蔵
〃	〃	竹田	浩	久
〃	〃	中村		亨
〃	〃	池野	直	友
〃	〃	庄子	春	治
〃	〃	神部	伸	也
〃	〃	鈴木	俊	祐

盛岡市議会議長 遠藤政幸様

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に

対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来は国の責任において対応すべきものである。よって、このような措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年9月25日

盛岡市議会

発議案第5号

公共交通への支援の強化を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和2年9月25日

提出者	盛岡市議会議員	中	村	亨
賛成者	盛岡市議会議員	竹	田	浩久
〃	〃	神	部	伸也
〃	〃	村	上	貢一
〃	〃	鈴	木	俊祐

盛岡市議会議長 遠藤政幸様

公共交通への支援の強化を求める意見書

鉄軌道・バス・タクシーをはじめとする公共交通は、社会機能・都市機能の維持に必要な不可欠な要員（エッセンシャルワーカー）の移動を支えると同時に、買い物や通院など最低限の日常生活を送るために欠かせない重要な社会基盤です。緊急事態宣言の発令下でも、政府は、市民生活や企業活動に支障が出ないように各交通機関に運行の継続を要請し、事業者も混雑の発生を防止する観点から、安易に大規模な減便・運休をせずに応えてきました。

一方、新型コロナウイルス感染症に伴う休校、外出・移動自粛、テレワークの拡大、各種スポーツ・イベントの中止などの要請により、輸送人員が大幅に減少し、今後の事業の存続にも関わる大きな打撃を受けています。

交通関係の研究者らでつくる「日本モビリティ・マネジメント会議」の調査によると、全国の鉄道やバス・タクシー、旅客船などの事業者には調査した結果、回答があった436社のうち約半数が、8月中旬までに事業の継続が困難となると答えています。交通事業者全体の減収は3.5兆円に達するとの試算もあります。

公共交通が置かれた状況は、コロナ禍で一変し、交通産業や旅行関連産業への影響は今後数年続くことが予想されるとともに、第二次感染拡大に対する備えも必要となります。

令和2年度第二次補正予算では、地域公共交通における感染拡大防止対策として、国費約138億円を盛り込むとともに、設備の高度化等にも活用できる地方創生臨時交付金が増額されているものの、必ずしも十分とは言えません。

よって、交通弱者をはじめとする住民の生活にとって不可欠な地域公共交通の崩壊を防ぐため、さらなる公共交通への支援の強化を図るよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年9月25日

盛岡市議会